

第九条の五第一項第一号中「法第七条の二第三項第三号の講習を実施する者（第三項及び第九条の七において「指定更新講習機関」という。）を「指定更新講習機関」に改める。
第九条の七中「指定更新講習機関」を「国土交通大臣が指定する者（以下「指定失効再交付講習機関」という。）に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。

一 職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 指定失効再交付講習機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の種類は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	講 習 の 種 類
財団法人日本船舶職員養成協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地	航海A失効講習 航海B失効講習 機関A失効講習 機関B失効講習 通信失効講習 小型船舶操縦士失効講習
財団法人尾道海技学院	広島県尾道市栗原東二丁目十八番四十三号	航海A失効講習 航海B失効講習 機関A失効講習 機関B失効講習 通信失効講習 小型船舶操縦士失効講習
社団法人中国船舶職員養成協会	広島県広島市南区元宇品町四十一番十八号	航海A失効講習 航海B失効講習 機関A失効講習 機関B失効講習 通信失効講習 小型船舶操縦士失効講習
財団法人関門海技協会	山口県下関市東大和町二丁目三番二十五号	航海A失効講習 航海B失効講習 機関A失効講習 機関B失効講習 通信失効講習 小型船舶操縦士失効講習
三角町立九州海技学院	熊本県宇土郡三角町大字三角浦千九百九十三番地	航海A失効講習 航海B失効講習 機関A失効講習 機関B失効講習 通信失効講習 小型船舶操縦士失効講習
財団法人日本海洋安全・振興協会	東京都豊島区目白一丁目三番八号	小型船舶操縦士失効講習

第九条の八第一項第一号中「失効再交付講習を実施する者（第三項において「指定失効再交付講習機関」という。）を「指定失効再交付講習機関」に改める。
（小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部改正）

第三十六条 小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行う事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	特定試験事務を行う事務所の所在地	特定試験事務の開始の日
財団法人日本海洋安全・振興協会	東京都豊島区目白一丁目三番八号	財団法人日本海洋安全・振興協会特定事業本部事務所東京都中央区銀座八丁目十六番十三号	平成三年七月一日

財団法人日本海洋安全・振興協会北海道小樽市色内一丁目九番一号

財団法人日本海洋安全・振興協会東北宮城県仙台市宮城野区小田原二丁目一十八番

財団法人日本海洋安全・振興協会新潟新潟市堀之内南三丁目一番二十号

財団法人日本海洋安全・振興協会関東神奈川横浜市中区海岸通一丁目三番地

財団法人日本海洋安全・振興協会中部愛知県名古屋市中区平和一丁目二十三番十六号

財団法人日本海洋安全・振興協会近畿大阪府大阪市都島区片町一丁目五番十三号

財団法人日本海洋安全・振興協会中国広島県広島市中区上八丁堀五番十五号

財団法人日本海洋安全・振興協会四国香川県高松市丸の内十番一号

財団法人日本海洋安全・振興協会九州福岡県北九州市門司区港町六番二號

財団法人日本海洋安全・振興協会沖縄那覇市前島二丁目二十一番十三号